

国民スポーツ大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。

なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
8. 本制度の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）か

ら施行する。

本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する

本制度は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 6 年 6 月 4 日に改定し、施行する。